

## 自民党改憲案・Q&amp;A

## 一憲法が縛る対象が国家権力から国民へ一



先日の参院予算委員会の質疑のなかで改憲運動の急先鋒である安倍晋三首相は、憲法学の大家である芦部信義教授の存在を知らず、戦後の憲法解釈を全く勉強していないことが暴露されました。7月の参院選挙の結果によっては、憲法改正が現実のものになるという緊迫した情勢のもとで、改めて自民党改憲案・Q&A解説文を読みました。

近代立憲主義では、憲法とは、「個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限する」というのが常識です。そのため現行憲法99条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」の中から「国民」を意識的に除外しているに対して、自民党改憲案102条では「**全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。**②国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。」と立憲主義を真っ向から否定しています。

現行憲法で人権を制限する概念として使われている「**公共の福祉**」を自民党改憲案では「**公益及び公の秩序**」と変えています。

現行憲法13条の「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉に反しない限り**、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」に対して自民党改憲案13条は「**全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り**、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。」となっています。

日本国憲法の「公共の福祉に反しない限り」の意味は**個人の人権を制限できるのは、別の個人の人権と衝突する場合のみ**という考え方で、**個人の人権を最上位のもの**と規定する

日本国憲法の重要な特色です。

自民党改憲案の「公益及び公の秩序」の意味は「国や社会の利益や秩序」が個人の人権よりも大切であることを意味し、何が公益であり、ど

ういう行為が公の秩序に反するかという問題は、国によって恣意的に拡大解釈される恐れが否めません。大日本帝国憲法下における「法律の留保付き人権保障」を想起します。

現行憲法には存在しない「言論の自由の留保条項」にも注目したい。現行憲法21条の「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」に対して、自民党改憲案21条は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由はこれを保障する。②**前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは認められない。**③検閲はしてはならない。通信の秘密は、侵してはならない。」となっています。

第1項と第3項はほとんどそのままだが、重要なことは第2項を付け加えたことによって、政府は国民や報道機関の「言論の自由」を堂々と制限することが可能になることです。

ここでも大日本帝国憲法第29条「日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」の「留保」条文との類似性をみてとることができます。

国民の基本的人権を骨抜きにしようとする自民党改憲案は現行憲法97条の次の規定を全面的に削除しました。「この憲法が国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

大手メディアがあまり報道しない自民党改憲案に私たちはもっと注目し、日本は「民主主義をやめてもいいのか」という問いをいま発する必要があります。(文責 針谷 正紀)